

(13) 計画の届出一覧

届出の対象	関係法令等
<p>(工場の新設等)</p> <p>下記のイ〜ホ以外の製造業、電気業、ガス業、自動車整備業または機械修理業における電気使用設備の定格容量の合計が300kW以上となる事業場に係る建設物もしくは機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更イ 食料品、たばこ製造業（化学調味料製造業および動植物油脂製造業を除く。）</p> <p>ロ 繊維工業（紡績業および染色整理業を除く。）</p> <p>ハ 衣服その他の繊維製品製造業</p> <p>ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）</p> <p>ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業</p> <p>(有害な機械等の設置等)</p> <p>次に掲げる機械等の設置もしくは移転または主要構造部分の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粉じん別表第2第6号および第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械または設備ならびに同表第14号の型ばらし装置 ・ 特定粉じん発生源または粉じん別表第3に係る粉じん発生源に設置する局所排気装置またはプッシュプル型換気装置 ・ 有機則に示す密閉装置もしくは局所排気装置またはプッシュプル型換気装置 ・ 特定化学物質「第1類物質」または「特定第2類物質等」を製造する設備 ・ 「特定第2類物質」または「第3類物質」を製造し、または取り扱う設備、およびその周辺設備 ・ 「特定第2類物質」または「管理第2類物質」のガス、蒸気または粉じんが発散する屋内作業場における発散抑制の設備 ・ 特化則に示す排ガス処理装置であって、アクロレインに係るもの ・ 特化則に示す廃液処理装置 ・ 鉛等または焼結鉛等の粉じんの発生源の密閉装置、局所排気装置またはプッシュプル型換気装置 ・ 四アルキル鉛業務に用いる機械または装置 ・ 特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備 ・ 放射線装置 ・ 中央管理方式による空気調和設備または機械換気設備 <p>(大規模な建設工事)</p> <p>ゲージ圧力が0.3MPa以上の圧気工法による作業を行う仕事</p> <p>(一定規模以上の建設工事等)</p> <p>次に掲げる仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧気工法による作業を行う仕事（上記の仕事を除く。） ・ 耐火建築物または準耐火建築物で石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事 ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉（火格子面積が2m²以上または焼却能力が1時間当たり200kg以上のものに限る。）を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事 	<p>法88条1項 令24条 安衛則85条・86条</p> <p>法88条1項・2項 安衛則86条・88条 安衛則別表7-23号 安衛則別表7-24号</p> <p>安衛則別表7-13号</p> <p>安衛則別表7-16号</p> <p>安衛則別表7-17号</p> <p>安衛則別表7-18号</p> <p>安衛則別表7-19号 安衛則別表7-20号 安衛則別表7-14号</p> <p>安衛則別表7-15号 安衛則別表7-25号 安衛則別表7-21号 安衛則別表7-22号</p> <p>法88条3項 安衛則89条の2・91条</p> <p>法88条4項 安衛則90条・91条</p>

必要な書類等は、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

(14) 作業環境管理関係

イ 作業環境測定を行うべき作業場（労働安全衛生法施行令第21条）

作業場の種類 (安全衛生法施行令第21条)		関連規則	測定項目	測定回数	記録の 保存年
○ 1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則 26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則 607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則 590条 591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回 (注1)	3
4	坑内作業場 (1)炭酸ガスの停滯場所 (2)通気設備のある坑内 (3)28℃以上の場所	安衛則 592条 603条 612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
			通気量	半月以内ごとに1回	3
			気温	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則 7条	空気中の一酸化炭素および二酸化炭素の含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回 (注2)	3
6	放射線業務を行う作業場 (1)放射線業務を行う管理区域	電離則 54条 55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回 (注3)	5
	○(2)放射線物質取扱室 (3)坑内核原料物質採掘場所		空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5
○ 7	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則 36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特別管理物質については30年間
○ 8	粉状または溶融鉛を取り扱う屋内作業場	鉛則 52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
※ 9	酸欠欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則 3条	空気中の酸素濃度 (硫化水素発生危険場所の場合は同時に硫化水素濃度)	その日の作業を開始する前	3
○ 10	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則 28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

作業場の種類の欄に○印を付した作業場は指定作業場であり、測定は作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければならない。

また、※印を付した作業場の測定は酸欠欠乏危険作業主任者に行わせること。

- (注)
- 1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、遅滞なく測定する。
 - 2 室温および相対湿度については、1年間基準値を測定し、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏および冬の年3回。
 - 3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定しているとき、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回。